

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

一

号外(三) 平成二十八年 四月二十八日

規則

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第四条中「第六条」の下に「又は第十条第五項」を加える。

第五条中「第七条第一項」の下に「又は第十条第六項」を加える。

第九条第一号中「又は第七条第一項の規定により公告又は」を「若しくは第十条第五項の規定により公告をするもの又は特例政令第七条第一項若しくは第十条第六項の規定により」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(複数落札入札制度における予定価格)

第十条の二 特例政令第十条第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合の予定価格は、調達をする物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額とする。

第十一条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二項第七号中「第六条

の規定による「を」第六条若しくは第十条第五項の規定により「に」、「第七条第一項の規定による」を「第七条第一項若しくは第十条第六項の規定により」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

平成二十八年四月二十八日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社